

港区立認定こども園条例新旧対照表

<p>(前略)</p> <p>別表第一 (別紙のとおり)</p> <p>別表第二 (別紙のとおり)</p> <p>別表第三 (別紙のとおり)</p> <p>別表第四 (別紙のとおり)</p> <p>別表第五 (別紙のとおり)</p> <p>別表第六 (別紙のとおり)</p> <p>別表第七 (別紙のとおり)</p> <p>付 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。 (港区立認定こども園条例の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>2 第一条の規定による改正後の港区立認定こども園条例別表第一及び別表第二の規定は、令和三年四月分以後の基本保育料から適用し、同年三月分までの基本保育料については、なお従前の例による。</p>	<p>(前略)</p> <p>別表第一 (別紙のとおり)</p> <p>別表第二 (別紙のとおり)</p> <p>別表第三 (別紙のとおり)</p> <p>別表第四 (別紙のとおり)</p> <p>別表第五 (別紙のとおり)</p> <p>別表第六 (別紙のとおり)</p> <p>別表第七 (別紙のとおり)</p>

(港区保育の実施に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 3 第二条の規定による改正後の港区保育の実施に関する条例別表第一及び別表第二の規定は、令和三年四月分以後の基本保育料から適用し、同年三月分までの基本保育料については、なお従前の例による。

(改正案)

別表第1 基本保育料（保育必要量が1日当たり11時間まで）（第6条関係）

各月初日の在籍子どもの属する世帯の階層区分		徴収月額（子ども単位）		
階層区分	定義	3歳未満児の場合	3歳以上児の場合	
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）による支援給付を含む。以下同じ。）を受けている者の属する世帯	0	0	
B	A階層を除き当年度分の区市町村民税非課税世帯	0	0	
C	1	当年度分の区市町村民税のうち均等割のみの課税世帯（所得割非課税世帯）	1,900	0
	2	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が5,000円未満である世帯	2,400	0
	3	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が5,000円以上50,000円未満である世帯	3,100	0
D	1	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が50,000円以上97,000円未満である世帯	6,900	0
	2	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が97,000円以上120,000円未満である世帯	11,900	0
	3	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が120,000円以上140,000円未満である世帯	13,900	0
	4	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が140,000円以上160,000円未満である世帯	16,900	0
	5	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が160,000円以上180,000円未満である世帯	20,900	0
	6	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が180,000円以上200,000円未満である世帯	23,400	0
	7	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が200,000円以上220,000円未満である世帯	25,900	0
	8	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が220,000円以上240,000円未満である世帯	28,400	0
	9	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が240,000円以上260,000円未満である世帯	30,400	0
	10	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が260,000円以上280,000円未満である世帯	32,400	0
	11	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が280,000円以上300,000円未満である世帯	34,900	0
12	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が300,000円以上320,000円未満である世帯	37,900	0	
13	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が320,000円以上340,000円未満である世帯	42,400	0	
14	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が340,000円以上360,000円未満である世帯	45,400	0	

15	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が <u>360,000円</u> 以上 <u>380,000円</u> 未満である世帯	<u>48,400</u>	0
16	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が <u>380,000円</u> 以上 <u>400,000円</u> 未満である世帯	<u>50,900</u>	0
17	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が <u>400,000円</u> 以上 <u>430,000円</u> 未満である世帯	<u>53,400</u>	0
18	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が <u>430,000円</u> 以上 <u>460,000円</u> 未満である世帯	<u>56,400</u>	0
19	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が <u>460,000円</u> 以上 <u>490,000円</u> 未満である世帯	<u>59,400</u>	0
20	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が <u>490,000円</u> 以上 <u>520,000円</u> 未満である世帯	<u>62,400</u>	0
21	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が <u>520,000円</u> 以上 <u>560,000円</u> 未満である世帯	<u>65,400</u>	0
22	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が <u>560,000円</u> 以上 <u>600,000円</u> 未満である世帯	<u>68,400</u>	0
23	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が <u>600,000円</u> 以上 <u>650,000円</u> 未満である世帯	<u>71,400</u>	0
24	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が <u>650,000円</u> 以上 <u>700,000円</u> 未満である世帯	<u>74,400</u>	0
25	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が <u>700,000円</u> 以上 <u>800,000円</u> 未満である世帯	<u>77,400</u>	0
26	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が <u>800,000円</u> 以上 <u>900,000円</u> 未満である世帯	<u>80,400</u>	0
27	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が <u>900,000円</u> 以上 <u>1,000,000円</u> 未満である世帯	<u>82,400</u>	0
<u>28</u>	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が <u>1,000,000円</u> 以上 <u>1,100,000円</u> 未満である世帯	<u>84,400</u>	<u>0</u>
<u>29</u>	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が <u>1,100,000円</u> 以上 <u>1,200,000円</u> 未満である世帯	<u>86,400</u>	<u>0</u>
<u>30</u>	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が <u>1,200,000円</u> 以上である世帯	<u>88,400</u>	<u>0</u>

備考

- 1 3歳未満児として入所した子どもについては、当該年度中は同一年齢とみなしてこの表を適用する。
- 2 この表において「均等割」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割をいう。
- 3 この表において「所得割課税額」とは、地方税法第292条第1項第2号に規定する所得割の額をいう。ただし、当該所得割の額を計算する場合には、区規則で定めるところにより、同法の規定を適用する。
- 4 4月分から8月分までの保育料におけるこの表の適用については、同表中「当年度分」とあるのは、「前年度分」と読み替えるものとする。

(現 行)

別表第1 基本保育料（保育必要量が1日当たり11時間まで）（第6条関係）

各月初日の在籍子どもの属する世帯の階層区分		徴収月額（子ども単位）		
階層区分	定 義	3 歳 未 満 児 の 場 合	3 歳 以 上 児 の 場 合	
		円	円	
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）による支援給付を含む。以下同じ。）を受けている者の属する世帯	0	0	
B	A階層を除き当年度分の区市町村民税非課税世帯	0	0	
C	1	当年度分の区市町村民税のうち均等割のみの課税世帯（所得割非課税世帯）	1,900	0
	2	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が5,000円未満である世帯	2,400	0
	3	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が5,000円以上50,000円未満である世帯	3,100	0
D	1	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が50,000円以上60,000円未満である世帯	6,900	0
	2	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が60,000円以上70,000円未満である世帯	8,500	0
	3	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が70,000円以上86,000円未満である世帯	9,600	0
	4	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が86,000円以上123,000円未満である世帯	14,000	0
	5	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が123,000円以上160,000円未満である世帯	18,300	0
	6	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が160,000円以上180,000円未満である世帯	22,100	0
	7	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が180,000円以上200,000円未満である世帯	24,300	0
	8	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が200,000円以上220,000円未満である世帯	26,200	0
	9	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が220,000円以上240,000円未満である世帯	28,300	0
	10	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が240,000円以上260,000円未満である世帯	30,000	0
	11	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が260,000円以上270,000円未満である世帯	31,900	0
12	A階層を除き当年度分の区市町村民税が課税となる世帯	33,400	0	
13	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が280,000円以上290,000円未満である世帯	35,200	0	
14	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が290,000円以上300,000円未満である世帯	36,700	0	

15	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が <u>300,000円</u> 以上 <u>310,000円</u> 未満である世帯	<u>38,300</u>	0
16	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が <u>310,000円</u> 以上 <u>320,000円</u> 未満である世帯	<u>39,600</u>	0
17	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が <u>320,000円</u> 以上 <u>330,000円</u> 未満である世帯	<u>41,200</u>	0
18	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が <u>330,000円</u> 以上 <u>370,000円</u> 未満である世帯	<u>44,700</u>	0
19	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が <u>370,000円</u> 以上 <u>410,000円</u> 未満である世帯	<u>50,300</u>	0
20	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が <u>410,000円</u> 以上 <u>450,000円</u> 未満である世帯	<u>55,300</u>	0
21	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が <u>450,000円</u> 以上 <u>490,000円</u> 未満である世帯	<u>59,200</u>	0
22	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が <u>490,000円</u> 以上 <u>560,000円</u> 未満である世帯	<u>63,500</u>	0
23	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が <u>560,000円</u> 以上 <u>630,000円</u> 未満である世帯	<u>67,800</u>	0
24	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が <u>630,000円</u> 以上 <u>700,000円</u> 未満である世帯	<u>72,100</u>	0
25	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が <u>700,000円</u> 以上 <u>800,000円</u> 未満である世帯	<u>76,400</u>	0
26	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が <u>800,000円</u> 以上 <u>900,000円</u> 未満である世帯	<u>79,800</u>	0
27	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が <u>900,000円</u> 以上である世帯	<u>83,200</u>	0

備考

- 1 3歳未満児として入所した子どもについては、当該年度中は同一年齢とみなしてこの表を適用する。
- 2 この表において「均等割」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割をいう。
- 3 この表において「所得割課税額」とは、地方税法第292条第1項第2号に規定する所得割の額をいう。ただし、当該所得割の額を計算する場合には、区規則で定めるところにより、同法の規定を適用する。
- 4 4月分から8月分までの保育料におけるこの表の適用については、同表中「当年度分」とあるのは、「前年度分」と読み替えるものとする。

(改正案)

別表第2 基本保育料（保育必要量が1日当たり8時間まで）（第6条関係）

各月初日の在籍子どもの属する世帯の階層区分		徴収月額（子ども単位）		
階層区分	定 義	3 歳 未 満 児 の 場 合	3 歳 以 上 児 の 場 合	
		円	円	
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている者の属する世帯	0	0	
B	A階層を除き当年度分の区市町村民税非課税世帯	0	0	
C	1	当年度分の区市町村民税のうち均等割のみの課税世帯（所得割非課税世帯）	1,800	0
	2	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が5,000円未満である世帯	2,300	0
	3	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が5,000円以上50,000円未満である世帯	2,800	0
D	1	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が50,000円以上97,000円未満である世帯	6,700	0
	2	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が97,000円以上120,000円未満である世帯	11,600	0
	3	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が120,000円以上140,000円未満である世帯	13,600	0
	4	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が140,000円以上160,000円未満である世帯	16,600	0
	5	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が160,000円以上180,000円未満である世帯	20,500	0
	6	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が180,000円以上200,000円未満である世帯	23,000	0
	7	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が200,000円以上220,000円未満である世帯	25,400	0
	8	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が220,000円以上240,000円未満である世帯	27,900	0
	9	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が240,000円以上260,000円未満である世帯	29,800	0
	10	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が260,000円以上280,000円未満である世帯	31,800	0
	11	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が280,000円以上300,000円未満である世帯	34,300	0
	12	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が300,000円以上320,000円未満である世帯	37,200	0
	13	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が320,000円以上340,000円未満である世帯	41,600	0
	14	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が340,000円以上360,000円未満である世帯	44,600	0
	15	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が360,000円以上380,000円未満である世帯	47,500	0

16	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が <u>380,000円</u> 以上 <u>400,000円</u> 未満である世帯	<u>50,000</u>	0
17	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が <u>400,000円</u> 以上 <u>430,000円</u> 未満である世帯	<u>52,400</u>	0
18	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が <u>430,000円</u> 以上 <u>460,000円</u> 未満である世帯	<u>55,400</u>	0
19	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が <u>460,000円</u> 以上 <u>490,000円</u> 未満である世帯	<u>58,300</u>	0
20	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が <u>490,000円</u> 以上 <u>520,000円</u> 未満である世帯	<u>61,300</u>	0
21	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が <u>520,000円</u> 以上 <u>560,000円</u> 未満である世帯	<u>64,200</u>	0
22	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が <u>560,000円</u> 以上 <u>600,000円</u> 未満である世帯	<u>67,200</u>	0
23	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が <u>600,000円</u> 以上 <u>650,000円</u> 未満である世帯	<u>70,100</u>	0
24	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が <u>650,000円</u> 以上 <u>700,000円</u> 未満である世帯	<u>73,100</u>	0
25	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が <u>700,000円</u> 以上 <u>800,000円</u> 未満である世帯	<u>76,000</u>	0
26	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が <u>800,000円</u> 以上 <u>900,000円</u> 未満である世帯	<u>79,000</u>	0
27	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が <u>900,000円</u> 以上 <u>1,000,000円</u> 未満である世帯	<u>80,900</u>	0
<u>28</u>	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が <u>1,000,000円</u> 以上 <u>1,100,000円</u> 未満である世帯	<u>82,900</u>	<u>0</u>
<u>29</u>	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が <u>1,100,000円</u> 以上 <u>1,200,000円</u> 未満である世帯	<u>84,900</u>	<u>0</u>
<u>30</u>	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が <u>1,200,000円</u> 以上である世帯	<u>86,800</u>	<u>0</u>

備考

- 1 3歳未満児として入所した子どもについては、当該年度中は同一年齢とみなしてこの表を適用する。
- 2 この表において「均等割」とは、地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割をいう。
- 3 この表において「所得割課税額」とは、地方税法第292条第1項第2号に規定する所得割の額をいう。ただし、当該所得割の額を計算する場合には、区規則で定めるところにより、同法の規定を適用する。
- 4 4月分から8月分までの保育料におけるこの表の適用については、同表中「当年度分」とあるのは、「前年度分」と読み替えるものとする。

(現 行)

別表第2 基本保育料（保育必要量が1日当たり8時間まで）（第6条関係）

各月初日の在籍子どもの属する世帯の階層区分		徴収月額（子ども単位）		
階層区分	定 義	3 歳 未 満 児 の 場 合	3 歳 以 上 児 の 場 合	
		円	円	
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている者の属する世帯	0	0	
B	A階層を除き当年度分の区市町村民税非課税世帯	0	0	
C	1	当年度分の区市町村民税のうち均等割のみの課税世帯（所得割非課税世帯）	1,800	0
	2	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が5,000円未満である世帯	2,300	0
	3	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が5,000円以上50,000円未満である世帯	<u>3,000</u>	0
D	1	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が50,000円以上 <u>60,000</u> 円未満である世帯	6,700	0
	2	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が <u>60,000</u> 円以上 <u>70,000</u> 円未満である世帯	<u>8,300</u>	0
	3	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が <u>70,000</u> 円以上 <u>86,000</u> 円未満である世帯	<u>9,400</u>	0
	4	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が <u>86,000</u> 円以上 <u>123,000</u> 円未満である世帯	<u>13,700</u>	0
	5	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が <u>123,000</u> 円以上 <u>160,000</u> 円未満である世帯	<u>17,900</u>	0
	6	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が <u>160,000</u> 円以上 <u>180,000</u> 円未満である世帯	<u>21,700</u>	0
	7	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が <u>180,000</u> 円以上 <u>200,000</u> 円未満である世帯	<u>23,800</u>	0
	8	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が <u>200,000</u> 円以上 <u>220,000</u> 円未満である世帯	<u>25,700</u>	0
	9	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が <u>220,000</u> 円以上 <u>240,000</u> 円未満である世帯	<u>27,800</u>	0
	10	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が <u>240,000</u> 円以上 <u>260,000</u> 円未満である世帯	<u>29,400</u>	0
	11	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が <u>260,000</u> 円以上 <u>270,000</u> 円未満である世帯	<u>31,300</u>	0
	12	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が <u>270,000</u> 円以上 <u>280,000</u> 円未満である世帯	<u>32,800</u>	0
13	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が <u>280,000</u> 円以上 <u>290,000</u> 円未満である世帯	<u>34,600</u>	0	
14	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が <u>290,000</u> 円以上 <u>300,000</u> 円未満である世帯	<u>36,000</u>	0	
15	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が <u>300,000</u> 円以上 <u>310,000</u> 円未満である世帯	<u>37,600</u>	0	

1 6	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が <u>310,000円</u> 以上 <u>320,000円</u> 未満である世帯	<u>38,900</u>	0
1 7	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が <u>320,000円</u> 以上 <u>330,000円</u> 未満である世帯	<u>40,400</u>	0
1 8	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が <u>330,000円</u> 以上 <u>370,000円</u> 未満である世帯	<u>43,900</u>	0
1 9	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が <u>370,000円</u> 以上 <u>410,000円</u> 未満である世帯	<u>49,400</u>	0
2 0	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が <u>410,000円</u> 以上 <u>450,000円</u> 未満である世帯	<u>54,300</u>	0
2 1	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が <u>450,000円</u> 以上 <u>490,000円</u> 未満である世帯	<u>58,100</u>	0
2 2	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が <u>490,000円</u> 以上 <u>560,000円</u> 未満である世帯	<u>62,400</u>	0
2 3	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が <u>560,000円</u> 以上 <u>630,000円</u> 未満である世帯	<u>66,600</u>	0
2 4	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が <u>630,000円</u> 以上 <u>700,000円</u> 未満である世帯	<u>70,800</u>	0
2 5	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が <u>700,000円</u> 以上 <u>800,000円</u> 未満である世帯	<u>75,100</u>	0
2 6	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が <u>800,000円</u> 以上 <u>900,000円</u> 未満である世帯	<u>78,400</u>	0
2 7	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が <u>900,000円</u> 以上である世帯	<u>81,700</u>	0

備考

- 1 3歳未満児として入所した子どもについては、当該年度中は同一年齢とみなしてこの表を適用する。
- 2 この表において「均等割」とは、地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割をいう。
- 3 この表において「所得割課税額」とは、地方税法第292条第1項第2号に規定する所得割の額をいう。ただし、当該所得割の額を計算する場合には、区規則で定めるところにより、同法の規定を適用する。
- 4 4月分から8月分までの保育料におけるこの表の適用については、同表中「当年度分」とあるのは、「前年度分」と読み替えるものとする。

(改正案)

別表第3 基本保育に係る給食費（第6条関係）

階 層 区 分	徴収月額（子ども単位）
A階層、B階層、C階層及びD1階層（当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が57,700円未満の世帯に限る。）に属する世帯	0円
D1階層（当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が57,700円以上の世帯に限る。）からD30階層までの階層に属する世帯	5,000円

備考 この表において「階層区分」とは、別表第1及び別表第2における階層区分をいう。

(現 行)

別表第3 基本保育に係る給食費（第6条関係）

階 層 区 分	徴収月額（子ども単位）
A階層、B階層、C階層及びD1階層（当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が57,700円未満の世帯に限る。）に属する世帯	0円
D1階層（当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が57,700円以上の世帯に限る。）からD27階層までの階層に属する世帯	5,000円

備考 この表において「階層区分」とは、別表第1及び別表第2における階層区分をいう。

(改正案)

別表第4 延長保育料（第7条関係）

階 層 区 分	1時間当たり（子ども単位）	
	午前7時15分から 午後7時15分まで	午後7時15分から 午後10時まで
A階層及びB階層に属する世帯	0円	200円
C階層及びD1階層からD6階層までの階層に属する世帯	200円	400円
D7階層からD27階層までの階層に属する世帯	400円	600円

備考

- 1 この表において「階層区分」とは、別表第1及び別表第2における階層区分をいう。
- 2 1時間に満たない端数は、これを1時間とする。

(現 行)

別表第4 延長保育料（第7条関係）

階 層 区 分	1時間当たり（子ども単位）	
	午前7時15分から 午後7時15分まで	午後7時15分から 午後10時まで
A階層及びB階層に属する世帯	0円	200円
C階層及びD1階層からD7階層までの階層に属する世帯	200円	400円
D8階層からD27階層までの階層に属する世帯	400円	600円

備考

- 1 この表において「階層区分」とは、別表第1及び別表第2における階層区分をいう。
- 2 1時間に満たない端数は、これを1時間とする。

港区保育の実施に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(前略)</p> <p>別表第一 (別紙のとおり)</p> <p>別表第二 (別紙のとおり)</p> <p>別表第三 (別紙のとおり)</p> <p>別表第四 (別紙のとおり)</p> <p>付則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。 (港区立認定こども園条例の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>2 第一条の規定による改正後の港区立認定こども園条例別表第一及び別表第二の規定は、令和三年四月分以後の基本保育料から適用し、同年三月分までの基本保育料については、なお従前の例による。 (港区保育の実施に関する条例の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>3 第二条の規定による改正後の港区保育の実施に関する条例別表第一及び別表第二の規定は、令和三年四月分以後の基本保育料から適</p>	<p>(前略)</p> <p>別表第一 (別紙のとおり)</p> <p>別表第二 (別紙のとおり)</p> <p>別表第三 (別紙のとおり)</p> <p>別表第四 (別紙のとおり)</p>

用し、同年三月分までの基本保育料については、なお従前の例によ
る。

(改正案)

別表第1 基本保育料（保育必要量が1日当たり11時間まで）（第4条関係）

各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分		徴収月額（児童単位）		
階層区分	定 義	3 歳 未 満 児 の 場 合	3 歳 以 上 児 の 場 合	
		円	円	
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）による支援給付を含む。以下同じ。）を受けている者の属する世帯	0	0	
B	A階層を除き当年度分の区市町村民税非課税世帯	0	0	
C	1	当年度分の区市町村民税のうち均等割のみの課税世帯（所得割非課税世帯）	1,900	0
	2	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が5,000円未満である世帯	2,400	0
	3	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が5,000円以上50,000円未満である世帯	3,100	0
D	1	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が50,000円以上97,000円未満である世帯	6,900	0
	2	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が97,000円以上120,000円未満である世帯	11,900	0
	3	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が120,000円以上140,000円未満である世帯	13,900	0
	4	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が140,000円以上160,000円未満である世帯	16,900	0
	5	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が160,000円以上180,000円未満である世帯	20,900	0
	6	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が180,000円以上200,000円未満である世帯	23,400	0
	7	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が200,000円以上220,000円未満である世帯	25,900	0
	8	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が220,000円以上240,000円未満である世帯	28,400	0
	9	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が240,000円以上260,000円未満である世帯	30,400	0
	10	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が260,000円以上280,000円未満である世帯	32,400	0
	11	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が280,000円以上300,000円未満である世帯	34,900	0
12	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が300,000円以上320,000円未満である世帯	37,900	0	
13	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が320,000円以上340,000円未満である世帯	42,400	0	
14	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が340,000円以上360,000円未満である世帯	45,400	0	

15	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が <u>360,000円</u> 以上 <u>380,000円</u> 未満である世帯	<u>48,400</u>	0
16	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が <u>380,000円</u> 以上 <u>400,000円</u> 未満である世帯	<u>50,900</u>	0
17	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が <u>400,000円</u> 以上 <u>430,000円</u> 未満である世帯	<u>53,400</u>	0
18	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が <u>430,000円</u> 以上 <u>460,000円</u> 未満である世帯	<u>56,400</u>	0
19	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が <u>460,000円</u> 以上 <u>490,000円</u> 未満である世帯	<u>59,400</u>	0
20	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が <u>490,000円</u> 以上 <u>520,000円</u> 未満である世帯	<u>62,400</u>	0
21	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が <u>520,000円</u> 以上 <u>560,000円</u> 未満である世帯	<u>65,400</u>	0
22	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が <u>560,000円</u> 以上 <u>600,000円</u> 未満である世帯	<u>68,400</u>	0
23	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が <u>600,000円</u> 以上 <u>650,000円</u> 未満である世帯	<u>71,400</u>	0
24	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が <u>650,000円</u> 以上 <u>700,000円</u> 未満である世帯	<u>74,400</u>	0
25	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が <u>700,000円</u> 以上 <u>800,000円</u> 未満である世帯	<u>77,400</u>	0
26	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が <u>800,000円</u> 以上 <u>900,000円</u> 未満である世帯	<u>80,400</u>	0
27	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が <u>900,000円</u> 以上 <u>1,000,000円</u> 未満である世帯	<u>82,400</u>	0
<u>28</u>	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が <u>1,000,000円</u> 以上 <u>1,100,000円</u> 未満である世帯	<u>84,400</u>	<u>0</u>
<u>29</u>	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が <u>1,100,000円</u> 以上 <u>1,200,000円</u> 未満である世帯	<u>86,400</u>	<u>0</u>
<u>30</u>	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が <u>1,200,000円</u> 以上である世帯	<u>88,400</u>	<u>0</u>

備考

- 1 3歳未満児として入所した児童については、当該年度中は同一年齢とみなしてこの表を適用する。
- 2 この表において「均等割」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割をいう。
- 3 この表において「所得割課税額」とは、地方税法第292条第1項第2号に規定する所得割の額をいう。ただし、当該所得割の額を計算する場合には、区規則で定めるところにより、同法の規定を適用する。
- 4 4月分から8月分までの保育料におけるこの表の適用については、同表中「当年度分」とあるのは、「前年度分」と読み替えるものとする。

(現 行)

別表第1 基本保育料（保育必要量が1日当たり11時間まで）（第4条関係）

各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分		徴収月額（児童単位）		
階層区分	定 義	3 歳 未 満 児 の 場 合	3 歳 以 上 児 の 場 合	
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）による支援給付を含む。以下同じ。）を受けている者の属する世帯	0	0	
B	A階層を除き当年度分の区市町村民税非課税世帯	0	0	
C	1	当年度分の区市町村民税のうち均等割のみの課税世帯（所得割非課税世帯）	1,900	0
	2	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が5,000円未満である世帯	2,400	0
	3	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が5,000円以上50,000円未満である世帯	3,100	0
D	1	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が50,000円以上60,000円未満である世帯	6,900	0
	2	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が60,000円以上70,000円未満である世帯	8,500	0
	3	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が70,000円以上86,000円未満である世帯	9,600	0
	4	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が86,000円以上123,000円未満である世帯	14,000	0
	5	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が123,000円以上160,000円未満である世帯	18,300	0
	6	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が160,000円以上180,000円未満である世帯	22,100	0
	7	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が180,000円以上200,000円未満である世帯	24,300	0
	8	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が200,000円以上220,000円未満である世帯	26,200	0
	9	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が220,000円以上240,000円未満である世帯	28,300	0
	10	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が240,000円以上260,000円未満である世帯	30,000	0
	11	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が260,000円以上270,000円未満である世帯	31,900	0
12	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が270,000円以上280,000円未満である世帯	33,400	0	
13	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が280,000円以上290,000円未満である世帯	35,200	0	
14	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が290,000円以上300,000円未満である世帯	36,700	0	

15	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が <u>300,000円</u> 以上 <u>310,000円</u> 未満である世帯	<u>38,300</u>	0
16	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が <u>310,000円</u> 以上 <u>320,000円</u> 未満である世帯	<u>39,600</u>	0
17	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が <u>320,000円</u> 以上 <u>330,000円</u> 未満である世帯	<u>41,200</u>	0
18	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が <u>330,000円</u> 以上 <u>370,000円</u> 未満である世帯	<u>44,700</u>	0
19	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が <u>370,000円</u> 以上 <u>410,000円</u> 未満である世帯	<u>50,300</u>	0
20	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が <u>410,000円</u> 以上 <u>450,000円</u> 未満である世帯	<u>55,300</u>	0
21	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が <u>450,000円</u> 以上 <u>490,000円</u> 未満である世帯	<u>59,200</u>	0
22	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が <u>490,000円</u> 以上 <u>560,000円</u> 未満である世帯	<u>63,500</u>	0
23	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が <u>560,000円</u> 以上 <u>630,000円</u> 未満である世帯	<u>67,800</u>	0
24	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が <u>630,000円</u> 以上 <u>700,000円</u> 未満である世帯	<u>72,100</u>	0
25	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が <u>700,000円</u> 以上 <u>800,000円</u> 未満である世帯	<u>76,400</u>	0
26	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が <u>800,000円</u> 以上 <u>900,000円</u> 未満である世帯	<u>79,800</u>	0
27	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が <u>900,000円</u> 以上である世帯	<u>83,200</u>	0

備考

- 1 3歳未満児として入所した児童については、当該年度中は同一年齢とみなしてこの表を適用する。
- 2 この表において「均等割」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割をいう。
- 3 この表において「所得割課税額」とは、地方税法第292条第1項第2号に規定する所得割の額をいう。ただし、当該所得割の額を計算する場合には、区規則で定めるところにより、同法の規定を適用する。
- 4 4月分から8月分までの保育料におけるこの表の適用については、同表中「当年度分」とあるのは、「前年度分」と読み替えるものとする。

(改正案)

別表第2 基本保育料（保育必要量が1日当たり8時間まで）（第4条関係）

各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分		徴収月額（児童単位）		
階層区分	定 義	3 歳 未 満 児 の 場 合	3 歳 以 上 児 の 場 合	
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている者の属する世帯	0	0	
B	A階層を除き当年度分の区市町村民税非課税世帯	0	0	
C	1	当年度分の区市町村民税のうち均等割のみの課税世帯（所得割非課税世帯）	1,800	0
	2	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が5,000円未満である世帯	2,300	0
	3	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が5,000円以上50,000円未満である世帯	2,800	0
D	1	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が50,000円以上97,000円未満である世帯	6,700	0
	2	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が97,000円以上120,000円未満である世帯	11,600	0
	3	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が120,000円以上140,000円未満である世帯	13,600	0
	4	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が140,000円以上160,000円未満である世帯	16,600	0
	5	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が160,000円以上180,000円未満である世帯	20,500	0
	6	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が180,000円以上200,000円未満である世帯	23,000	0
	7	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が200,000円以上220,000円未満である世帯	25,400	0
	8	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が220,000円以上240,000円未満である世帯	27,900	0
	9	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が240,000円以上260,000円未満である世帯	29,800	0
	10	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が260,000円以上280,000円未満である世帯	31,800	0
	11	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が280,000円以上300,000円未満である世帯	34,300	0
	12	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が300,000円以上320,000円未満である世帯	37,200	0
	13	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が320,000円以上340,000円未満である世帯	41,600	0
	14	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が340,000円以上360,000円未満である世帯	44,600	0
	15	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が360,000円以上380,000円未満である世帯	47,500	0

16	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が <u>380,000円</u> 以上 <u>400,000円</u> 未満である世帯	<u>50,000</u>	0
17	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が <u>400,000円</u> 以上 <u>430,000円</u> 未満である世帯	<u>52,400</u>	0
18	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が <u>430,000円</u> 以上 <u>460,000円</u> 未満である世帯	<u>55,400</u>	0
19	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が <u>460,000円</u> 以上 <u>490,000円</u> 未満である世帯	<u>58,300</u>	0
20	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が <u>490,000円</u> 以上 <u>520,000円</u> 未満である世帯	<u>61,300</u>	0
21	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が <u>520,000円</u> 以上 <u>560,000円</u> 未満である世帯	<u>64,200</u>	0
22	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が <u>560,000円</u> 以上 <u>600,000円</u> 未満である世帯	<u>67,200</u>	0
23	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が <u>600,000円</u> 以上 <u>650,000円</u> 未満である世帯	<u>70,100</u>	0
24	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が <u>650,000円</u> 以上 <u>700,000円</u> 未満である世帯	<u>73,100</u>	0
25	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が <u>700,000円</u> 以上 <u>800,000円</u> 未満である世帯	<u>76,000</u>	0
26	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が <u>800,000円</u> 以上 <u>900,000円</u> 未満である世帯	<u>79,000</u>	0
27	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が <u>900,000円</u> 以上 <u>1,000,000円</u> 未満である世帯	<u>80,900</u>	0
<u>28</u>	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が <u>1,000,000円</u> 以上 <u>1,100,000円</u> 未満である世帯	<u>82,900</u>	<u>0</u>
<u>29</u>	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が <u>1,100,000円</u> 以上 <u>1,200,000円</u> 未満である世帯	<u>84,900</u>	<u>0</u>
<u>30</u>	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が <u>1,200,000円</u> 以上である世帯	<u>86,800</u>	<u>0</u>

備考

- 1 3歳未満児として入所した児童については、当該年度中は同一年齢とみなしてこの表を適用する。
- 2 この表において「均等割」とは、地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割をいう。
- 3 この表において「所得割課税額」とは、地方税法第292条第1項第2号に規定する所得割の額をいう。ただし、当該所得割の額を計算する場合には、区規則で定めるところにより、同法の規定を適用する。
- 4 4月分から8月分までの保育料におけるこの表の適用については、同表中「当年度分」とあるのは、「前年度分」と読み替えるものとする。

(現 行)

別表第2 基本保育料（保育必要量が1日当たり8時間まで）（第4条関係）

各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分		徴収月額（児童単位）		
階層区分	定 義	3 歳 未 満 児 の 場 合	3 歳 以 上 児 の 場 合	
		円	円	
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている者の属する世帯	0	0	
B	A階層を除き当年度分の区市町村民税非課税世帯	0	0	
C	1	当年度分の区市町村民税のうち均等割のみの課税世帯（所得割非課税世帯）	1,800	0
	2	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が5,000円未満である世帯	2,300	0
	3	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が5,000円以上50,000円未満である世帯	3,000	0
D	1	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が50,000円以上60,000円未満である世帯	6,700	0
	2	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が60,000円以上70,000円未満である世帯	8,300	0
	3	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が70,000円以上86,000円未満である世帯	9,400	0
	4	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が86,000円以上123,000円未満である世帯	13,700	0
	5	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が123,000円以上160,000円未満である世帯	17,900	0
	6	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が160,000円以上180,000円未満である世帯	21,700	0
	7	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が180,000円以上200,000円未満である世帯	23,800	0
	8	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が200,000円以上220,000円未満である世帯	25,700	0
	9	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が220,000円以上240,000円未満である世帯	27,800	0
	10	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が240,000円以上260,000円未満である世帯	29,400	0
	11	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が260,000円以上270,000円未満である世帯	31,300	0
	12	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が270,000円以上280,000円未満である世帯	32,800	0
13	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が280,000円以上290,000円未満である世帯	34,600	0	
14	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が290,000円以上300,000円未満である世帯	36,000	0	
15	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が300,000円以上310,000円未満である世帯	37,600	0	

16	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が <u>310,000円</u> 以上 <u>320,000円</u> 未満である世帯	<u>38,900</u>	0
17	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が <u>320,000円</u> 以上 <u>330,000円</u> 未満である世帯	<u>40,400</u>	0
18	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が <u>330,000円</u> 以上 <u>370,000円</u> 未満である世帯	<u>43,900</u>	0
19	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が <u>370,000円</u> 以上 <u>410,000円</u> 未満である世帯	<u>49,400</u>	0
20	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が <u>410,000円</u> 以上 <u>450,000円</u> 未満である世帯	<u>54,300</u>	0
21	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が <u>450,000円</u> 以上 <u>490,000円</u> 未満である世帯	<u>58,100</u>	0
22	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が <u>490,000円</u> 以上 <u>560,000円</u> 未満である世帯	<u>62,400</u>	0
23	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が <u>560,000円</u> 以上 <u>630,000円</u> 未満である世帯	<u>66,600</u>	0
24	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が <u>630,000円</u> 以上 <u>700,000円</u> 未満である世帯	<u>70,800</u>	0
25	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が <u>700,000円</u> 以上 <u>800,000円</u> 未満である世帯	<u>75,100</u>	0
26	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が <u>800,000円</u> 以上 <u>900,000円</u> 未満である世帯	<u>78,400</u>	0
27	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が <u>900,000円</u> 以上である世帯	<u>81,700</u>	0

備考

- 1 3歳未満児として入所した児童については、当該年度中は同一年齢とみなしてこの表を適用する。
- 2 この表において「均等割」とは、地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割をいう。
- 3 この表において「所得割課税額」とは、地方税法第292条第1項第2号に規定する所得割の額をいう。ただし、当該所得割の額を計算する場合には、区規則で定めるところにより、同法の規定を適用する。
- 4 4月分から8月分までの保育料におけるこの表の適用については、同表中「当年度分」とあるのは、「前年度分」と読み替えるものとする。

(改正案)

別表第3 給食費（第4条の2関係）

階 層 区 分	徴収月額（児童単位）
A階層、B階層、C階層及びD1階層（当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が57,700円未満の世帯に限る。）に属する世帯	0円
D1階層（当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が57,700円以上の世帯に限る。）からD30階層までの階層に属する世帯	5,000円

備考 この表において「階層区分」とは、別表第1及び別表第2における階層区分をいう。

(現 行)

別表第3 給食費 (第4条の2関係)

階 層 区 分	徴収月額 (児童単位)
A階層、B階層、C階層及びD1階層 (当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が57,700円未満の世帯に限る。) に属する世帯	0円
D1階層 (当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が57,700円以上の世帯に限る。) からD27階層までの階層に属する世帯	5,000円

備考 この表において「階層区分」とは、別表第1及び別表第2における階層区分をいう。

(改正案)

別表第4 延長保育料（第4条の3関係）

階 層 区 分	1時間当たり（児童単位）	
	午前7時15分から 午後7時15分まで	午後7時15分から 午後10時まで
A階層及びB階層に属する世帯	0円	200円
C階層及びD1階層からD6階層までの階層に属する世帯	200円	400円
D7階層からD27階層までの階層に属する世帯	400円	600円

備考

- 1 この表において「階層区分」とは、別表第1及び別表第2における階層区分をいう。
- 2 1時間に満たない端数は、これを1時間とする。

(現 行)

別表第4 延長保育料 (第4条の3関係)

階 層 区 分	1時間当たり (児童単位)	
	午前7時15分から 午後7時15分まで	午後7時15分から 午後10時まで
A階層及びB階層に属する世帯	0円	200円
C階層及びD1階層からD7階層までの階層に属する世帯	200円	400円
D8階層からD27階層までの階層に属する世帯	400円	600円

備考

- 1 この表において「階層区分」とは、別表第1及び別表第2における階層区分をいう。
- 2 1時間に満たない端数は、これを1時間とする。